

「無事故チャレンジ運動」実施要綱

公益社団法人 熊本県トラック協会

(名称)

第1条 この運動の名称を「無事故チャレンジ運動」とする。

2 本運動の実施にあたっては、当該事業年度を付して称するものとする。

(目的)

第2条 社会との共生を図りながら、公共の道路を活用し、公共輸送の使命を担うトラック運送業界においては、交通事故防止対策は最重要課題の1つであることから、輸送繁忙期で交通量が増加する年末年始の時期に、関係行政機関と連携し、交通事故ゼロを目指し、交通事故防止対策を推進する。

(主催)

第3条 本運動の主催は「公益社団法人熊本県トラック協会(以下「事務局」という)」とする。

(後援)

第4条 本運動の後援は、九州運輸局熊本運輸支局及び熊本県警察とする。

(期間)

第5条 本運動の実施期間は、毎年10月1日から1月8日までの100日間とする。

(期間中の事故目標件数)

第6条 報告事業所に所属する全運転者の運動期間中における業務中の人身事故及び自動車事故報告規則(昭和26年9月30日付運輸省令第104号)に基づく事故件数を0件とする。

(運動の参加申込)

第7条 本運動に参加しようとする場合は、様式1号「無事故チャレンジ運動参加申込書」(以下「申込書」という。)を運動期間中の10月末日までに事務局へ提出するものとする。

(運動の実施結果報告等)

第8条 本運動の参加申込を行った申請事業所(以下「参加事業所」という。)が、運動期間を終了したときは、様式2号「無事故チャレンジ運動実施結果報告書」

(以下「報告書」という。)及び参加事業所の全運転者の運転記録証明書の写しを、運動期間終了後の2月末日までに、事務局へ郵送にて提出するものとする。

なお、運転記録証明書については、本運動の期間中の記録が記載されているものに限る。

(表彰)

第9条 参加事業所が第6条に該当した場合は、別途定める「表彰要領」に基づき表彰する。

(公表)

第10条 本運動における表彰事業所については、事業所名、所在地、電話番号を協会ホームページに掲載する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、公益社団法人熊本県トラック協会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成28年9月21日より適用する。

平成29年9月22日改定